

中央図書館における館内映像資料視聴サービスの廃止について

令和3年4月16日（金）に開催された第22期第4回立川市図書館協議会において、別紙資料の「立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて」を協議した結果、「館内映像資料視聴サービスを廃止する。」との結論が出た。

については、今後その方向で対応を進めていきたい。

記

【理由】

生涯学習社会が進展するなかで、公立図書館の役割は重要度を増している。市民が自ら学び、判断し、資質を高め、生活を豊かにするためにはさまざまな情報の活用が不可欠であり、それは印刷された資料だけではなく、物事の理解をより深めるためには、映像や音声などを使った視聴覚を通じた資料の方が有効な場合もある。

しかしながら、映像・音楽のハイビジョン等の高規格化や、スマートフォン、タブレット端末を利用した配信サービスコンテンツの充実に伴い、図書館が現に所有しているレーザーディスクやビデオテープといった映像資料媒体を市民に提供し続けていくことは、今後の記憶媒体、映像配信技術の進化から考えても現実的ではなくなってきた。また、再生機器及びソフトもすでに製造を終了しており、機器の不調や故障頻度が増えてきているため。

【今後の対応策】

映像資料視聴サービス廃止後の空いたスペースに、主にヤングアダルト世代（中・高校生）の読書活動、学習活動を支援するための閲覧席または学習席（自習席）を設置する。なお、具体的な方策については今後検討していく。

以上

※図書館協議会委員の職務について

- 1 目的 図書館協議会委員は、図書館の運営に関し図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べることを目的に選任する。
- 2 設置根拠 図書館法第14条・15条・16条、立川市図書館条例、立川市図書館条例施行規則
- 3 職務
 - ① 図書館利用者のサービス向上に向けた諸計画を立案すること。
 - ② 定時又は臨時に会議を開催し、図書館長の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - ③ 前2号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
- 4 委員定数 15名以内（今期は12名）
- 5 委員任期 2年 22期は、令和2年7月1日～令和4年6月30日まで

協議事項

立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて

1 見直しの必要性

生涯学習社会が進展するなかで、公立図書館の役割は重要度を増しています。私たちが自ら学び、判断し、資質を高め、生活を豊かにするためにはさまざまな情報の活用が不可欠です。そのための情報アクセスを保障する基盤施設として、また私たちの学習権や知る権利を保障する機関として公立図書館の役割はたいへん重要なものになっています。

さまざまな情報とは、印刷資料だけではありません。物事の理解をより深めるためには、映像や音声などを使った視聴覚資料の方が有効な場合もあります。公立図書館はさまざまな情報メディアを収集し、提供していくことが必要とされています。

しかしながら、映像・音楽のハイビジョン等の高規格化や、スマートフォン、タブレット端末を利用した配信サービスのコンテンツ充実に伴い、レーザーディスクやビデオテープの映像資料再生機器を図書館が所有し、市民に提供していくことは、今後の記憶媒体、映像配信技術の進化から考えて現実的ではなくなっています。

2 館内映像資料視聴サービスの現状

最近の自治体を取り巻く環境は、情報化の急激な進展に加え、新型コロナウィルスの感染拡大による景気低迷等厳しい財政状況の下にあり、立川市も同様の状況にあります。

このような財政的な支援が望めない中で、立川市図書館における映像資料視聴サービスについては、利用率の低迷、利用者の固定化、再生機器及びソフトの製造中止、再生機器の不調、故障頻度増など様々な対応困難な課題が生じています。

都内の自治体においても「映像資料視聴コーナー」を図書館から撤去する動きが加速しており、見直す時期に来ています。

3 館内映像資料視聴サービスの廃止と新たな読書環境の拡充

利用者の多様な価値観の醸成や、課題解決策の支援につながるよう館内の読書環境を改善するために、館内映像資料視聴サービスを廃止し、その空いたスペースに新たな書架棚の設置や、ヤングアダルト世代(中・高校生)のための読書、学習活動提供の場としての閲覧席または学習席(自習席)を設置する方向で検討を進めます。

4 映像資料収集と保存

立川市図書館として映像資料視聴サービスを廃止するものの、立川市図書館視聴覚資料選定基準に則り、DVDを中心に、貸出用をメインとして著作権処理された民間のレンタル業者等と競合しない資料の収集を行っていきます。また、立川市に縁のある地域資料や教育、文化的な映像資料についても、収集、保存していくこととします。

5 今後の映像資料視聴サービスのあり方

館内視聴廃止後のレーザーディスクとビデオテープの取り扱いについては、廃棄または他自治体等へ譲渡すべき資料と、保存すべき資料に峻別することとします。

なお、映像資料視聴サービスの媒体をDVDに置き換えることも考えられますが、現在のDVDが次世代の記憶媒体として永続的なものであるとは言えず、再生機器やソフトの摩耗等にも左右されることから、通信ネットワークを使って映像配信するような新たな媒体の出現が待たれます。

立川市図書館としては、新たな映像配信媒体が、音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」や「たちかわ電子図書館」のように図書館に来館しなくとも、自宅等においてくつろぎながら楽しめるサービスとして成りうるか、その動向を注視していくこととします。